

令和8年度

学校いじめ防止基本方針



糸島市立姫島小学校

目次

	ページ
* いじめの早期発見・ 早期対応 マニュアル	1
第1部 いじめ防止等の基本	3
Ⅰ いじめ問題に関する基本的な考え方	3
1 いじめとは	
2 いじめの基本認識	
3 いじめの背景と学校・社会・家庭の要因	
Ⅱ 未然防止	5
1 児童・生徒の学級の様子を知るために	
2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのために	
3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるために	
4 保護者や地域の方への働きかけ	
Ⅲ 早期発見	8
1 教職員のいじめに気づく力を高めるために	
2 いじめ発見のきっかけ	
3 いじめの態様	
4 いじめが見えにくいのは	
5 早期発見のための手だて	
6 相談しやすい環境づくりをすすめるために	
Ⅳ いじめ事案への対処 （以下「 早期対応 」と表記）	12
1 いじめ 早期対応 の基本的な流れ	
2 いじめ発見時の 早期対応	
3 いじめ事案発生後の 早期対応	
Ⅴ ネット上のいじめへの対応	15
1 ネット上のいじめとは	
2 未然防止のためには	
3 早期発見・ 早期対応 のためには	

第2部 組織対応

18

I いじめ問題に取り組む体制の整備

18

- 1 いじめ防止対策委員会の設置について
《いじめ防止対策委員会組織》
- 2 年間を見通したいじめ防止・指導計画の整備について
《年間指導計画例》

II いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

20

(学校全体の取組)

- ・ 発見・情報収集・事実確認・方針決定
- ・ 対応・解消経過観察

《いじめの重大事態への対応》

III 糸島市教育委員会、警察、地域等の関係機関との連携

21

- 1 糸島市教育委員会との連携について
- 2 出席停止措置について
- 3 警察との連携について
- 4 地域等その他関係機関等との連携について

<法律から見た「いじめ」の責任>

23

<いじめ早期発見のためのチェックリスト>

24

- ① 学校生活アンケート 回
- ② いじめ早期発見のための家庭用チェックリスト（保護者アンケート）
- ③ いじめ早期発見のためのチェックリスト【教師用】
- ④ いじめに特化したアンケート
- ⑤ 無記名アンケート（記述式）

第1部 いじめ防止等の基本

I いじめ問題に関する基本的な考え方

- いじめは、人として決して許されない行為である。
- どの児童・生徒たちにも、どの学校にも起こり得ることから、姫島小中学校、家庭、地域は一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、**早期対応**に取り組んでいく。
- いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践する。
- いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、想起に適切な対応をしていき、いじめられている児童・生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行っていく。

1 いじめとは

○ いじめの定義を理解する

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。『「いじめ防止対策推進法第二条」（平成25年法律第71号）』

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つて行うものとする。

【文部科学省「児童・生徒の問題・動等児童・生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

《参考》 【「生徒指導提要」令和4年12月文部科学省より】

平成29年に国の基本方針の改定が行われ、改めて学校のいじめ対応の基本的な在り方が示された。重点事項は次のとおりである。

- ・ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断する。
- ・ いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。
- ・ いじめが解消している状態とは、①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している、②被害者が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する）、という二つの要件が満たされていることを指す。
- ・ 教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法第23条第1項に違反し得ることから、教職員間での情報共有を徹底する。
- ・ 学校は、いじめ防止の取組内容を基本方針やホームページなどで公開することに加え、児童生徒や保護者に対して年度当初や入学時に必ず説明する。

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「**早期対応**」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの児童・生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童・生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ⑨ いじめは、加害者の生活背景にも配慮して指導する必要がある。

いじめの問題は、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くものから集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。「悪ふざけ」という名目で加害側には、他意はないように見えても、靴等の私物を隠す「いたずら」や内緒話等の「仲間はずれ」等も、被害者の学校内外での意欲を著しく害するものである。

加えて、いじめの被害・加害という二者関係だけではなく、学級やスポーツ少年団等の集団帰属の構造上の問題（例えば、無秩序性、閉鎖性、絶対的な支配性等）により、「聴衆」としてはやし立てたり、面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることも必要である。

3 いじめの背景と学校・社会・家庭の要因

○いじめの背景

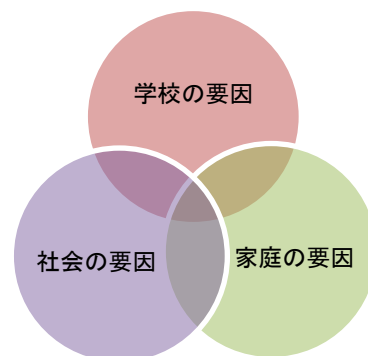
いじめは小・中・高等学校や社会生活を通じて広範に見られる問題であり、一部の児童・生徒だけでなく、すべての児童・生徒にかかわる裾野の広い問題である。また、いじめの原因や背景には学校の指導体制の在り方、家庭における「しつけ」の問題、社会的風潮等、学校・家庭・社会のそれぞれが複雑に絡み合い、児童・生徒の心身の健全な発達に重要な影響を及ぼし、不登校や生命にかかわる問題を招来する恐れのある深刻な問題である。

○学校の要因

学校生活において、学校や学級生活での人間関係、教育活動における存在感や自己有用感・自尊感情など、その欲求不満のはけ口として「いじめ」が起こる傾向が見られる。

- ・教師のえいこひいき差別
- ・体罰や一方的叱責
- ・授業のつまらなさ、わからなさ
- ・教師の放任
- ・教師の感性・感受性のなさ

- ・ストレスの増大
- ・耐性の不足
- ・社会性の未熟
- ・希薄な人間関係
- ・主体性の不足
- ・モラルの低下



○社会の要因

日本社会の変貌や生活様式などの変化により、集団での遊び、実体験の不足により、遊びの質的、量的な減少に伴い、遊びを通しての子どもの自主性や耐性（がまんする力）、他者への思いやり、優しさなどが育ちにくい環境になっている。

- ・学力重視の価値観
- ・過度の競争
- ・画一主義
- ・マスコミのいじめ容認かのような番組、雑誌等

○家庭要因

核家族化・少子化等から、家庭内の人間関係の希薄化や対話不足、また、しつけや手伝いなどの経験不足の欠如、過保護、過干渉、放任等の養育態度から、耐性（がまんする力）の欠如、自立心、自律心が乏しく情緒が不安定な子どもが多くなっている。

Ⅱ

未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を、姫島小中学校のすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。児童・生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握した上で、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する。（人間関係づくりプログラムの実施）

1 児童・生徒の学級の様子を知るために

① 教職員の気づきが基本

児童・生徒や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、児童・生徒と場を共にすることが必要である。その中で、児童・生徒の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められている。

② 実態把握の方法

児童・生徒の個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。そのためには、児童・生徒及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査（Q-U調査等）、児童・生徒のストレスに対して心理尺度等を用いた調査

等を実態把握の一つの方法として用いることも有効である。また、配慮を要する児童・生徒の進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのために

主体的な活動を通して、児童・生徒が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組を行う。

児童・生徒は、周りの環境によって大きな影響を受ける。児童・生徒にとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が児童・生徒に対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた好ましい人間関係に支えられた温かい雰囲気のある学級経営や教育活動を展開することが、児童・生徒に自己存在感や自己有用感、充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。

① 児童・生徒のまなざしと信頼

児童・生徒は、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、児童・生徒たちの良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められている。

② 心の通い合う教職員の協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解・共通実践が不可欠であり、互いに学級経営や授業、児童・生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、児童・生徒と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。

③ 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を創意工夫し、それぞれの違いを認め合う人間関係づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、児童・生徒自身をたくましく成長させる。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、児童・生徒は大きく変化するものである。

<子どもに自信を持たせる言葉>

- 「そうか、それはいいところに気がついたね。」
- 「あの時の態度、立派だったよ。大きく見えたよ。」
- 「ああすることは、とても勇気のあることだったね。感心したよ。」
- 「あなたの対応は、とても気持ちがよく周りを快くするね。」
- 「あなたの〇〇に取り組む姿はすばらしいよ。」
- 「そう、〇〇ができたの。すごい。すばらしいよ。」

<子どもの心に残ることば>

- 大切なあなただからこそ、この話をするんだよ。
- あなたにはあなたの可能性がある、大事にしてほしい。
- 約束だよ、信じているから。
- 可能性という自分自身の扉を開こう。

- 幸せになってほしい。
- あなたが学級にとって必要なんだよ。

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるために

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかかわりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

① 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童・生徒に理解させることが大切である。また、児童・生徒が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

② 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、「いじめをしない、許さない」という、人間性豊かな心を育てることが大切である。

児童・生徒は、心が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の児童・生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要である。

また、子どもの頃の豊かな体験活動は、規範意識を高めたり豊かな人間性を育んだりする上で、なくてはならないものである。子どもの頃の体験活動が多い人ほど、思いやり、やる気、人間関係能力等の資質・能力が高く、ルールを守って行動しようとする意識が高いと言われている。

そのため、自然体験・生活体験・社会体験などの活動を、学校教育全体の中に取り入れるとともに、家庭・地域の生活の中においても体験することができるように、家庭・地域と連携する必要がある。

4 保護者や地域の方への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導・針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やHP、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行うことも大切である。

〈実践例1〉授業参観等

- 授業参観において、保護者の方に道徳や特別活動等の時間を公開する。
- 学級活動や総合的な学習の時間等で、ゲストティーチャーを招き、話を聞く。
- 学級活動等で、いじめについてクラスで考えるにあたって、保護者にインタビューをする課題を出す。

(例)「いじめのない、互いに認め合うクラスになるには、どうしたらいいか」のテーマで話し合うので、ご意見を聞かせてください。

〈実践例2〉学級だより・学年だより・学校だより

- いじめへの取組について学級だよりや学年だより等を通して保護者に協力を呼びかけて、その内容に関しての意見をもらう。

(例1)【標語募集】

学校では、児童・生徒会が中心となり、「STOP いじめ！」運動を展開しています。その一環として、保護者の方から標語を募集していますので、応募をお願いします。

(例2)【いじめのサインに敏感に！】

元気がない、遅刻しがち、体調不良、持ち物がなくなる等、いつもとちがう子どもの変化に気づくために、心がけていることを教えてください。

Ⅲ

早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童・生徒との信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童・生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。

また、児童・生徒に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切である。

1 教職員のいじめに気づく力を高めるために

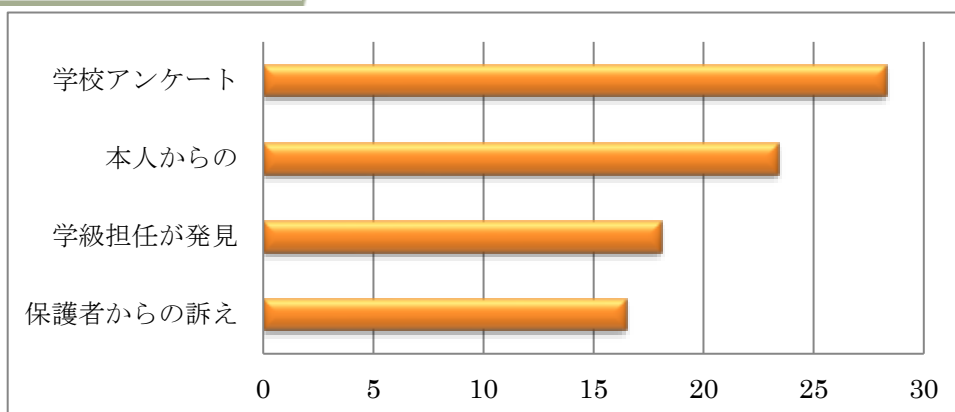
児童・生徒の立場に立つ

一人ひとりを人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、児童・生徒の言葉をきちんと受けとめ、児童・生徒の立場に立ち、児童・生徒を守るという姿勢で臨む。

① 児童・生徒を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する児童・生徒に気づき、児童・生徒の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められている。そのためには、児童・生徒の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に児童・生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

2 いじめ発見のきっかけ



調査結果 平成23年度児童・生徒の問題、動等児童・生徒指導上の諸問題に関する調査より

● いじめ発見のきっかけ

調査結果によると、「アンケート調査などの学校の取組により発見」が28.3%と最も多く、次いで、「本人からの訴え」23.4%、「学級担任が発見」18.1%、「保護者からの訴え」16.5%と続く。この結果から分かるように、周りから見えにくいいじめを発見するのは、まずはアンケートを含め、本人からの訴えであり、次いで最も身近な保護者や教師、友達の目である。

● いじめ早期発見の決め手

いじめを受けている児童・生徒がその事実を学級担任に訴えることができるかどうか、友達の

いじめを見過ごさない学級の雰囲気醸成されているかどうか、さらに、子どものことで何でも相談し合える保護者との良好な関係ができているかにかかっており、そのことは、子どもたちや保護者と学級担任との信頼関係が形成されているかどうかにある。

●相互の信頼関係の形成

相互の信頼関係を形成することこそ、いじめを早期に発見する大前提であり、子どもたちの「心の居場所」としての学級、いじめのない学級をつくる基盤である。信頼される学級担任への努力を怠らないことが大切である。

3 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている児童・生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

《 分類 》

《 抵触する可能性のある刑罰法規 》

ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる	脅迫、名誉毀損、侮辱
イ 仲間はずれ、集団による無視	※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	暴行
エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	暴行、傷害
オ 金品をたかられる	恐喝
カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	窃盗、器物破損
キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	強要、強制わいせつ
ク パソコンや携帯電話、スマホ等で、誹謗中傷や嫌なことをされる	名誉毀損、侮辱

4 いじめが見えにくいのは

●いじめは大人の見えないところで行われている

いじめは大人目に付きにくい時間や場所を選んで行われている。

- ① 無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。《時間と場所》
- ② 遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態がある。プロレスごっこ等《カモフラージュ》

●いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている児童・生徒には、①親に心配をかけたくない、②いじめられる自分はダメな人間だ、③訴えても大人は信用できない、④訴えたらその仕返しが怖い、などといった心理が働くものである。

●ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼しておく必要がある。

5 早期発見のための手だて

<日々の観察> *児童・生徒がいるところには、教職員がいる*

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童・生徒の様子に目を配る。「児童・生徒がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、児童・生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。また、教室には日常的にいじめの相談窓口があることを知らせる掲示をする。

<観察の視点> *集団を見る視点が必要*

成長の発達段階からみると、児童・生徒は小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をどのように過ごしてきたのかなど学年・担任を中心に情報を収集し学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要がある。

<日記（個人ノート）の活用> *コメントのやりとりから生まれる信頼関係*

必要に応じて気になる児童・生徒には日記を書かせたりすることで、担任と児童・生徒・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

<教育相談（学校カウンセリング）> *気軽に相談できる雰囲気づくり*

日常生活の中での教職員の声かけ等、児童・生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成されるものである。

また、定期的な教育相談週間を設けたり、チャンス相談を実施したり、児童・生徒を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備することが必要である。

<いじめ実態調査アンケート> *アンケートは、実施時の配慮が重要である*

実態に応じて随時実施することにする。月1回（帰りホームルームなどを利用して）の生活アンケートを実施する。保護者アンケートは、学期に1回実施する。いじめに特化したアンケートも年3回以上実施する。いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて柔軟に配慮し実施する。

また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識も必要である。

6 相談しやすい環境づくりをすすめるために

児童・生徒が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

① 本人からの訴えには

●心身の安全を保証する

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考えねばならない。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。

● 事実関係や気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

② 周りの児童・生徒からの訴えには

- いじめを訴えたことで、その児童・生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の児童・生徒たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。
- 「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさなことを伝え、安心感を与える。

③ 保護者からの訴えには

- 保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。
- 問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、児童・生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておくことが必要である。
- 児童・生徒の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている児童・生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

1 いじめ早期対応の基本的な流れ

いじめ情報キャッチ

- 「いじめ防止対策委員会」を招集する。
- いじめられた児童・生徒を徹底して守る。
- 見守る体制を整備する。（登下校、休み時間、清掃時間、放課後等）

正確な実態把握

- 当事者双方、周りの児童・生徒から聴き取り、記録する。
- 個々に聴き取りを行う。
- 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

指導体制、方針決定

- 指導のねらいを明確にする。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 教育委員会、関係機関との連携を図る。

児童・生徒への指導・支援

- いじめられた児童・生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた児童・生徒に、相手の苦しみや痛み思いを寄せ、指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識を持たせる。

保護者との連携

- 直接会って、具体的な対策を話す。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

今後の対応

- 継続的に指導や支援を行う。
- カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

2 いじめ発見時の早期対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を、わなければならない。あわせて、ただちに学級担任、いじめ防止対策担当に連絡し、管理職に報告する。

① いじめられた児童・生徒・いじめを知らせた児童・生徒を守り通す

- いじめられていると相談に来た児童・生徒や、いじめの情報を伝えに来た児童・生徒から話を聴く場合は、他の児童・生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている児童・生徒といじめている児童・生徒を別の場所で行うことが必要である。
- 状況に応じて、いじめられている児童・生徒、いじめ情報を伝えた児童・生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

② 事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている児童・生徒から聴き取るとともに、周囲の児童・生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。

なお、保護者対応は、複数の教職員(担任・いじめ防止対策担当等)で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指導のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

＜把握すべき情報＞

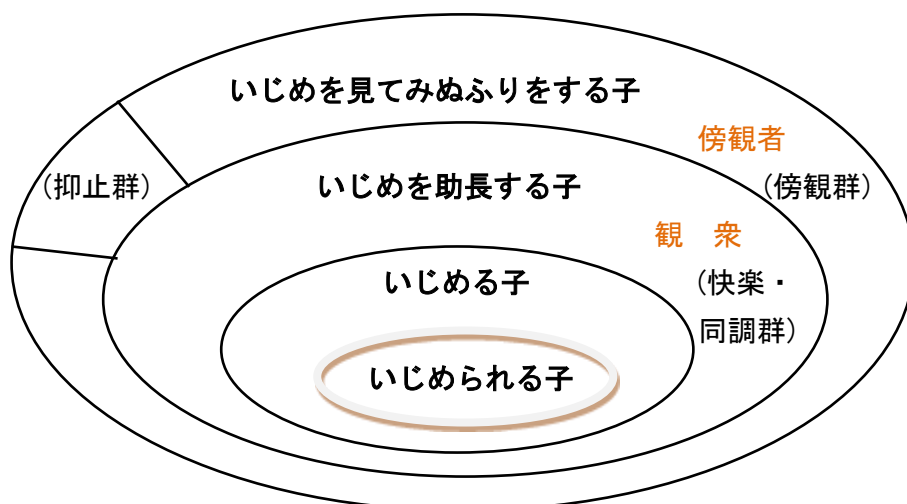
- ◆ 誰が誰をいじめているのか？ …………… 【加害者と被害者の確認】
- ◆ いつ、どこで起こったのか？ …………… 【時間と場所の確認】
- ◆ どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？ …………… 【内容】
- ◆ いじめのきっかけは何か？ …………… 【背景と要因】
- ◆ いつ頃から、どのくらい続いているのか？ …………… 【期間】

* 要注意 児童・生徒の個人情報は、その取扱いに十分注意すること

3 いじめ事案発生後の早期対応

＜いじめの四層構造＞

- 大阪市立大学教授の森田洋司(1985)は、いじめが起きている子ども集団の中に、被害者・加害者・観衆・傍観者の四者が存在し、「いじめの四層構造」があることを指摘している。



① いじめられた児童・生徒に対して

＜児童・生徒に対して＞

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

＜保護者に対して＞

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で児童・生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

* いじめを訴えた保護者から 不信感をもたれた教職員の言葉

・ お子さんにも悪いところがあるようです。

- ・家庭での甘やかしが問題ではないですか。
- ・学級にはいじめはありません。
- ・どこかに相談にいかれてはどうですか。

② いじめた児童・生徒に対して

<児童・生徒に対して>

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童・生徒の背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

<保護者に対して>

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童・生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 児童・生徒の成長を図るために、今後、学校と一緒にかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

* 平素の連携がないため、保護者から発せられた言葉

- ・いじめられる理由があるのだろう。
- ・学校がきちんと指導していれば…。
- ・ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか。
- ・うちの子は悪くない。
- ・単なる喧嘩でしょうが。
- ・喧嘩に親が出てくる必要はない。

③ 周りの児童・生徒たちに対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの快楽群や傍観群からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

④ 継続した指導

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う事を怠ってはならない。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた児童・生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- いじめられた児童・生徒、いじめた児童・生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導の向上に努める必要がある。

未然防止には、児童・生徒たちのパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォン等を利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。

《トラブルの事例》

子どもたちが事件に巻き込まれた事例だけでなく、子どもたちがインターネットをどのように使っているか保護者ととも調査することも必要である。

ネット上のいじめ 特殊性による危険

■メールでのいじめ ■ブログでのいじめ ■チェーンメールでのいじめ

■学校非公式サイト(学校裏サイト)でのいじめ

◆匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。

■SNSから生じたいじめ

A君が友達数人に限定したサイト(SNS)だからと安心して、B君の悪口を書き込みました。それをC君がコピーして他の掲示板に書き込み、B君の知るところとなりました。その後、同掲示板にA君への誹謗中傷が大量に書き込まれました。

◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。

◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報(GPS)により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。

■動画共有サイトでのいじめ

A君は、クラスの数人からプロレス技をかけられていました。その様子は携帯電話でも撮影されていました。そして過激な映像が注目されている動画共有サイトに投稿されました。

◆一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

ブログ…「ウェブログ」の略。個人や数人のグループで管理運営され、日記のように更新されるWebサイト。

SNS…「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。コミュニティ型の会員制のWebサイト。

2 未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

保護者会等で伝えること

<未然防止の観点から>

- 児童・生徒のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において我が子を危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話等を持たせる必要性について検討すること

(夜 10 時以降は電源を切ることや子ども部屋に持ち込まず親に預ける等の家庭での約束をつくり、PTA 活動の約束事項として共通実践する。)

- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童・生徒に深刻な影響を与えることを認識すること
- 携帯電話やスマートフォン等、

<早期発見の観点から>

- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童・生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること

情報モラルに関する指導の際、児童・生徒たちに理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や児童・生徒たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

<インターネットの特殊性を踏まえて>

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- 違法情報や有害情報が含まれていること。
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

3 早期発見・早期対応のためには

関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
 - 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。
- 書き込みや画像の削除に向けて

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。

※学校非公式サイト等の削除も同様

<指導のポイント>

- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

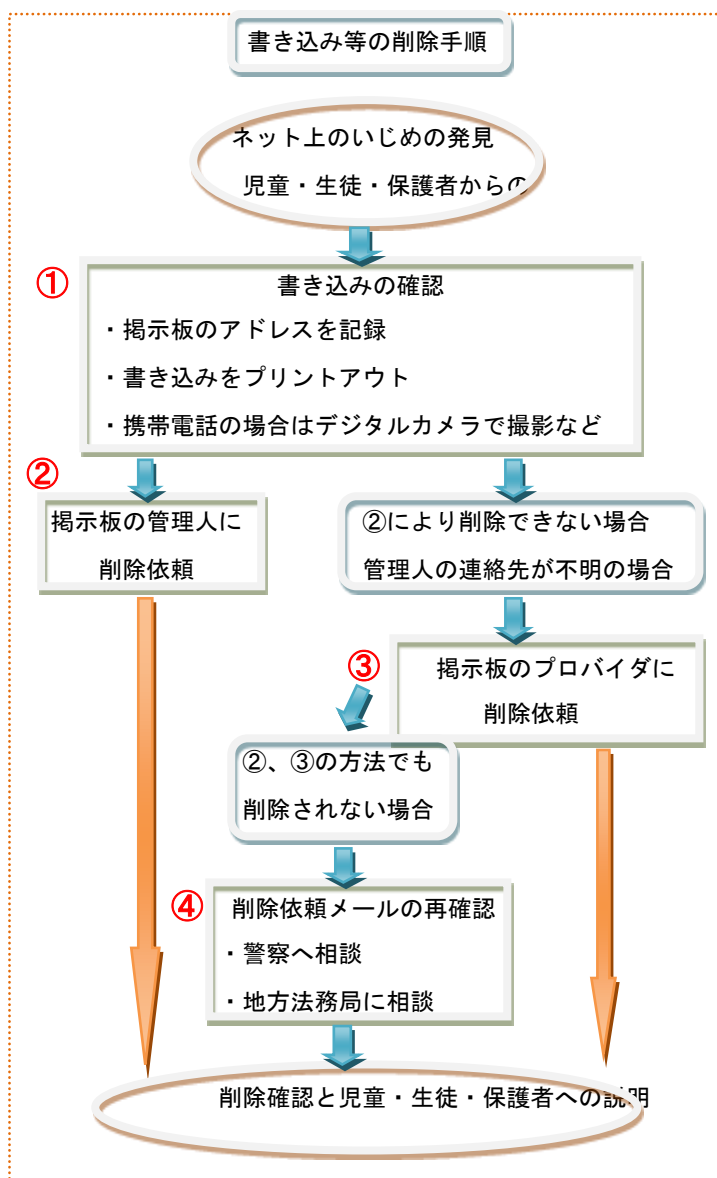
チェーンメールの対応は

<指導のポイント>

- チェーンメールの内容は、架空のものであり、転送しないことで、不幸になり、ったり、危害を加えられたりすることはないこと。
- 受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容により、「ネット上のいじめ」の加害者となること。

※ネット上のいじめへの対応についても、早期対応の取組が必要である。

※情報機器の進歩により新たないじめが発生する可能性があるため、常に新しい問題に関心をはらう必要がある。



第2部 組織対応

I いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題に取り組むにあたっては、学校長のリーダーシップの下に「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、学校長が任命したいじめ問題に特化した機動的な「いじめ防止対策委員会」を設置し、そこを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う必要がある。

また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童・生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開することが大切である。

1 いじめ防止対策委員会の設置について

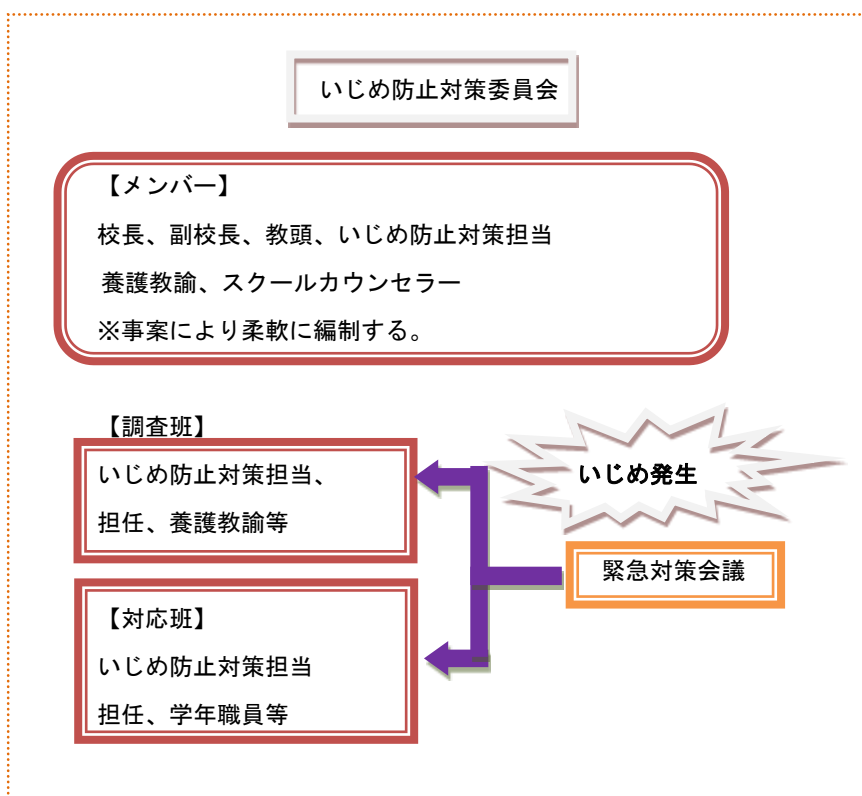
- いじめ防止対策委員会は、学校長が任命した副校長、教頭、いじめ防止対策担当を中心に、養護教諭、スクールカウンセラーなどをメンバーとして設置する。なお、メンバーは実態等に応じて柔軟に対応することも考える。
- いじめ防止対策委員会は、いじめ対策に特化した役割を明確にしておくことが大切である。

《 いじめ防止対策委員会組織 》

※定例のいじめ対策委員会は、学期に1回程度開催する。

※いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編制し対応する。

※いじめ防止対策委員会での内容や事案に応じたの対応については職員会議において報告し、周知徹底させる。



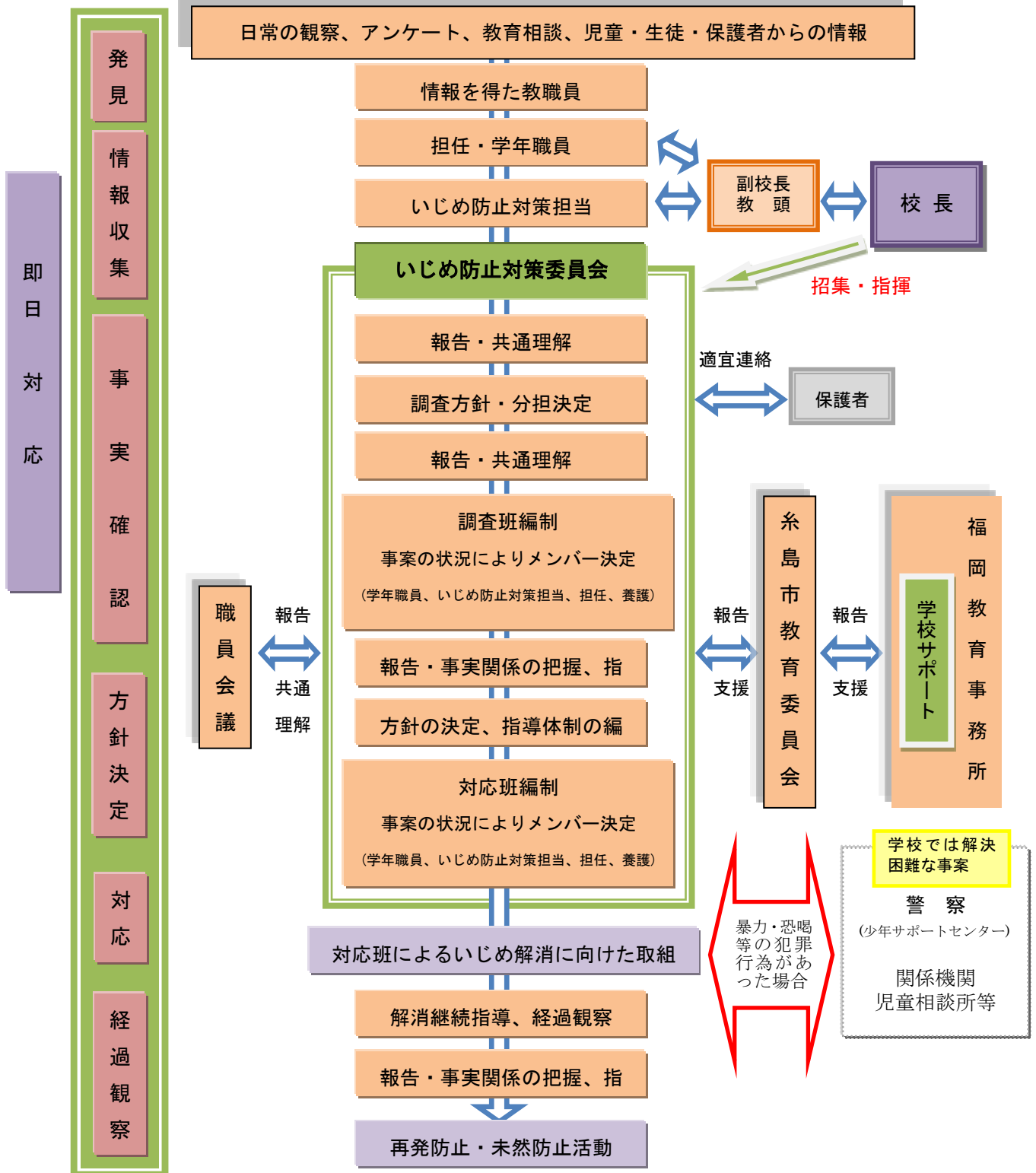
2 年間を通したいじめ防止指導計画の整備について

- いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立て、学校全体でいじめ問題に取り組むことが大切である。
- 計画を作成するにあたっては、教職員の研修、児童・生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進することが重要である。

《 年間指導計画例 》

	4月	5月	6月	7月	8月
職員会議等 防止対策 早期発見	いじめ発生・緊急対応会議				
	いじめ防止対策 教職員研修	いじめ防止対策 委員会会議			
	人間関係づくり プログラム実施				
	学年・学級	集団づくり	Q-Uアンケート	三者面談	
	ネット教室	保護者への啓発			
	生活アンケート (毎月1回)				
			いじめに特化したアンケート	保護者アンケート	

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等 防止対策 早期発見	いじめ発生・緊急対応会議						
	いじめ防止対策 委員会会議						いじめ防止対策 委員会会議
	人間関係づくり プログラム実施						
	学年・学級	集団づくり					
	生活アンケート (毎月1回)						
			いじめに特化したアンケート	保護者アンケート		いじめに特化したアンケート	



《いじめの重大事態への対応》

- 速やかに糸島市教育委員会、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配付や緊急保護者会の開催を実施する。
- 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

学校だけで解決が困難な事案に関しては、糸島市教育委員会や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や児童・生徒指導担当主幹教諭を中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換などいわゆる「顔の見える連携」が大切である。

1 糸島市教育委員会との連携について

学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに糸島市教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。

解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指す。

2 出席停止について

児童・生徒に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。しかし、指導の効果があがらず、他の児童・生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合については、いじめ防止対策委員会と健康づくり部が連携し、出席停止等の懲戒処分を学校長の判断で措置を検討する。

出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の児童・生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。

いじめられた児童・生徒の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた児童・生徒をいじめから守りぬくために必要があれば、いじめた児童・生徒に対し転学や退学について弾力的に対応することと規定されている。

保護者から、他の学校に変更したい旨の申し出があれば、学校は柔軟に対応し児童・生徒の将来を見据えた指導を行う。

<学校法第11条>

学校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学省の定めるところにより、学生、児童・生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし体罰を加えることはできない。

<学校法施行規則第13条>

学校長及び教員が児童・生徒等に懲戒を加えるに当たっては児童・生徒等の心身の発達に応じる等教育上必要な配慮をしなければならない。

- ① 懲戒のうち退学、停学及び訓告の処分は校長がこれを行う。
- ② 前項の退学は、公立の小学校、中学校、盲学校、聾学校または養護学校に在学する学齢児童または学齢児童・生徒を除き、次の号の一に該当する児童等に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者。
 - (2) 学行劣等で成業の見込みがないと認められた者。
 - (3) 正当の理由がなくて出席常でない者。
 - (4) 学校の秩序を乱しその他学生又は児童・生徒として本分に反した者。
- ③ 第2項の停学は学齢児童又は学齢児童・生徒に対しては行うことができない。

3 警察との連携について

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて、相互協力する体制を整えておくことが大切である。

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に糸島市警察署や少年サポートセンターに相談し、連携して対応する。児童・生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する。

4 地域等その他関係機関等との連携について

いじめた児童・生徒のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、糸島市子課や福祉事務所、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する。

<全体像を把握する。>

- 指導のねらいを明確にする。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 糸島市教育委員会、関係諸機関との連携を図る。

※生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案及び学校だけで解決が困難な事案

緊急対策会議→糸島市教育委員会・福岡県教育庁福岡教育事務所・糸島市警察等へ連絡

- いじめられた児童・生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた児童・生徒に、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

<保護者との連携>

- 直接会って、学校の具体的な対策を説明する。
- 理解と協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。
- いじめを受けている児童・生徒・いじめを行っている児童・生徒へ継続的な指導や支援を行う。
- スクール・カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

<参考資料>

- ・ 各都道府県市町のいじめ対策基本方針
 - ・ いじめの早期発見・早期対応の手引き —小・中学校編—
 - ・ 福岡県教育センター研究紀要
 - ・ いじめ防止対策推進法
- 福岡県教育委員会
福岡県教育委員会
文部科学省

法律からみた「いじめ」の責任

- * いじめが起きたとき、安全確保義務を尽くすためには、学校としてどのような対応策が求められるか。
- * 判例法理上いじめに関する学校の義務は六つある。
 - 第一は、一般的注意義務。
学校には児童・生徒の安全を確保する義務がある。
 - 第二は、いじめの本質を理解する義務。
教員は文科省や教育委員会等から出ている様々な資料を学んで、いじめの本質や特徴について理解し、いじめ防止に生かす義務がある。
 - 第三は、いじめの動静把握義務。
いじめは教師に隠れて行われる。児童・生徒の動静を注意深く観察したり、児童・生徒の話を聞くなどして、その発見に努める義務がある。
 - 第四は、いじめの実態を解明する義務。
いじめのサインが出ている場合、学校はいじめの全容につき、実態を調査する義務を負う。特に、児童・生徒や親から具体的事実の訴えがあったときは、その義務はより重い。
 - 第五は、いじめ防止の措置義務。
調査の結果、いじめの実態が明らかになったら、いじめを防止するため、指導・説諭による介入、保護者との連携による対応、出席停止等の措置、区域外就学の具申、警察への支援要請、児童相談所・家庭裁判所への通知など万全の方策を講ずる義務がある。
 - 第六は、保護者に対する報告・連携義務。
いじめのおそれがある場合、保護者に対して報告し、連携していじめ防止のために対応する義務がある。

<いじめ早期発見のためのチェックリスト>

① 学校生活アンケート

- ・ 毎月、第3週に実施する。
- ・ 担当は至急集約し、結果を管理職（教頭→校長）へ報告する。
- ・ 管理職（教頭）は対応の指示を担当へ伝える。
- ・ 児童への聞き取り、指導を行い、必ず①管理職へ報告、②護者へ報告を行う。
- ・ 指導後の見守りを丁寧に継続する。

【無記名アンケート】

- ・ 学校生活アンケートのうち年間2回（6月、11月）は無記名で実施する。

② いじめ早期発見のための家庭用チェックリスト（保護者アンケート）

- ・ 年間2回実施（6月、11月）

③ いじめ早期発見のためのチェックリスト【教師用】

④ いじめに特化したアンケート

- ・ 重大な事態が発生した場合は、状況や内容に応じて、アンケート調査を実施することも考えられる。

